

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和4年11月11日

横浜市契約事務受任者
港北区長 漆原 順一

1 契約の概要

令和4年9月24日に日吉本町二丁目で発生した擁壁倒壊に伴い、発生現場周辺の世帯に対して避難指示を発令しました。避難指示対象世帯に対する避難所として横浜市日吉地区センターの開設を当該地区センターの管理者あてに要請し、当該地区センターの一部を避難所として使用したため、本市が使用料を負担します。

2 履行（納品）場所

横浜市日吉地区センター（港北区日吉本町1-11-13） 本館の一部及び別館

3 契約日

令和4年9月24日（土）

4 履行日又は履行期間

(1) 避難所としての使用期間

令和4年9月24日14時30分から9月26日20時00分まで

(2) 避難所として使用した場所を清掃するため、一般の利用を停止していた期間

令和4年9月27日9時00分から12時00分まで（別館のみ）

5 契約金額

30,120円

6 契約の相手方（名称及び所在）

一般財団法人こうほく区民施設協会

代表理事 小島 清

横浜市港北区菊名6-18-10

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

避難指示の発令後、速やかに避難所を開設する必要があったため。

8 契約の相手方の選定理由

「災害時等における施設利用の協力に関する協定」を締結している施設のうち、擁壁倒壊発生現場に近い施設が日吉地区センターであったため。

9 所管課

横浜市港北区総務部総務課

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和4年11月11日

横浜市契約事務受任者
港北区長 漆原 順一

1 契約の概要

令和4年9月24日に日吉本町二丁目で発生した擁壁倒壊に伴い、発生現場周辺の世帯に対して避難指示を発令しました。避難指示対象世帯に対する避難所として日吉本町西町会が所有する町内会館（いきいき会館）の開設を町会長あてに要請し、当該会館の一部を避難所として使用したため、本市が使用料を負担します。

2 履行（納品）場所

日吉本町西町会いきいき会館（港北区日吉本町5-3-1） 会館の一部

3 契約日

令和4年9月24日（土）

4 履行日又は履行期間

令和4年9月24日13時18分から9月25日17時59分まで

5 契約金額

9,500円

6 契約の相手方（名称及び所在）

日吉本町西町会
会長 青 博孝
横浜市港北区日吉本町5-3-1

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

避難指示の発令後、速やかに避難所を開設する必要があったため。

8 契約の相手方の選定理由

擁壁倒壊発生現場に近い施設であり、施設の開放を要請したところ、速やかに利用可能であったため。

9 所管課

横浜市港北区総務部総務課